

年 月 日

大泉町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

大泉町空家等バンク登録（更新）申請書

大泉町空家等バンク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記の事項を同意の上、要綱第6条第1項の規定により大泉町空家等バンクへの登録（更新）を申し込みます。

記

【同意事項】

- 1 空家等に係る売買等の交渉及び契約の媒介を、要綱に基づき町と協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部（以下「協会」という。）の会員のうち、町に登録された宅地建物取引業者（以下「担当事業者」という。）に依頼すること。
- 2 町が、申請者及び空家等の情報を協会及び担当事業者に提供すること。
- 3 別紙、大泉町空家等バンク登録カード（別記様式第2号）に記載された事項のうち、個人情報を除く事項を、インターネット等により公表すること。
- 4 町及び担当事業者が現地を調査すること。
- 5 交渉及び契約には、誠意を持って望み、疑義、紛争等については、当事者間で解決に当たること。

備考1 売買等に関する交渉及び契約については、担当事業者が媒介します。なお、担当事業者の媒介には、物件の調査費用が発生する場合や、成約の際には宅地建物取引業法等で規定された報酬が発生します。

- 2 申請に伴い取得した個人情報は、この事業の目的以外に利用しません。